6　通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は	注 3時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 認知症加算・Ⅰ	注 認知症加算・Ⅱ	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	362 単位	×70/100	×70/100		所定生活介護事業所が行う場合 ×97/100 所定日立訓練事業所が行う場合 ×97/100 所定早期発見支援事業所が行う場合 ×97/100 所定就労移行支援事業所が行う場合 ×97/100	1日につき ＋1単位	＋5/100	1日につき ＋50単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋210単位 （生活機能向上連携加算を算定していない場合 ＋100単位）	1日につき ＋46単位	1日につき ＋56単位	1月につき ＋2単位	1月につき ＋4単位			1回につき ＋150単位 （月2回を限度）	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）	1回につき ＋150単位 （月2回を限度）	1日につき ＋94単位	片道につき ＋47単位
		要介護2	413 単位																						
		要介護3	470 単位																						
		要介護4	522 単位																						
		要介護5	576 単位																						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	360 単位																						
		要介護2	436 単位																						
		要介護3	492 単位																						
		要介護4	548 単位																						
		要介護5	605 単位																						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	538 単位																						
		要介護2	640 単位																						
		要介護3	751 単位																						
		要介護4	843 単位																						
		要介護5	944 単位																						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	572 単位																						
		要介護2	679 単位																						
		要介護3	797 単位																						
		要介護4	894 単位																						
		要介護5	998 単位																						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	631 単位																						
		要介護2	751 単位																						
		要介護3	881 単位																						
		要介護4	1,000 単位																						
		要介護5	1,124 単位																						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	690 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																			
		要介護2	820 単位																						
		要介護3	955 単位																						
		要介護4	1,077 単位																						
		要介護5	1,244 単位																						
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	350 単位		×70/100																				
		要介護2	401 単位																						
		要介護3	452 単位																						
		要介護4	504 単位																						
		要介護5	556 単位																						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	349 単位																						
		要介護2	424 単位																						
		要介護3	477 単位																						
		要介護4	530 単位																						
		要介護5	583 単位																						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	523 単位																						
		要介護2	631 単位																						
		要介護3	738 単位																						
		要介護4	836 単位																						
		要介護5	921 単位																						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	552 単位																						
		要介護2	654 単位																						
		要介護3	756 単位																						
		要介護4	858 単位																						
		要介護5	954 単位																						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	617 単位																						
		要介護2	729 単位																						
		要介護3	844 単位																						
		要介護4	960 単位																						
		要介護5	1,076 単位																						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	678 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																			
		要介護2	749 単位																						
		要介護3	885 単位																						
		要介護4	1,006 単位																						
		要介護5	1,106 単位																						
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	338 単位																						
		要介護2	387 単位																						
		要介護3	436 単位																						
		要介護4	486 単位																						
		要介護5	537 単位																						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	334 単位																						
		要介護2	406 単位																						
		要介護3	459 単位																						
		要介護4	510 単位																						
		要介護5	563 単位																						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	514 単位																						
		要介護2	618 単位																						
		要介護3	727 単位																						
		要介護4	794 単位																						
		要介護5	891 単位																						
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	532 単位																						
		要介護2	635 単位																						
		要介護3	735 単位																						
		要介護4	823 単位																						
		要介護5	920 単位																						
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	595 単位																						
		要介護2	708 単位																						
		要介護3	814 単位																						
		要介護4	926 単位																						
		要介護5	1,036 単位																						
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	653 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																			
		要介護2	722 単位																						
		要介護3	853 単位																						
		要介護4	969 単位																						
		要介護5	1,065 単位																						

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき ＋18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき ＋12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき ＋6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき ＋(3)の80／100）	

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目